

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊生環第450号

令和7年6月18日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）が公布され、改正法の趣旨及び内容について、警察庁から別添「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（通達）」（令和7年6月6日付け警察庁丙保発第9号）のとおり示されたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

各所属にあっては、改正法により新設された規定を積極的に活用し、ホストクラブをはじめとする接待飲食営業に対する徹底した指導監督を通じてその業務の適正化を促進し、客の被害防止を図るほか、「生活環境事犯に対する戦略的な取組の推進について（通達）」（令和7年3月6日付け熊生環第162号）に基づき、違法・悪質な営業手法をとるホストクラブを含む風俗営業等や繁華街・歓楽街における風俗関係事犯の戦略的な取締りを実施されたい。

なお、改正法の施行期日は、風俗営業の許可に係る不許可事由の追加に係る改正規定（令和7年11月28日施行）を除き、令和7年6月28日である。

※ 警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。